

○勤労者財産形成促進法施行規則（昭和四十六年労働省令第二十七号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（福利厚生会社の範囲） 第二十四条 法第九条第三項の厚生労働省令で定める法人は、次の各号のいずれかに該当する法人とする。 一 次のいずれにも該当する法人（当該法人に出資する事業主及び当該法人に出資する事業主団体の総数又は当該法人に出資する事業主若しくは当該法人に出資する事業主団体の構成員である事業主に雇用される勤労者の総数の合計数が相当程度以上である法人（次号において「特定法人」という。）を除く。） イ・ロ （略） 二 特定法人であつて、厚生労働大臣の登録を受けたもの（以下「登録福利厚生会社」という。） （登録） 第二十四条の二 前条第二号の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 一 一 三 （略） 2 （略） （登録基準） 第二十四条の四 厚生労働大臣は、第二十四条の二第一項の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。 一 住宅資金の貸付けの業務を行う法人であつて、毎会計年度に	（福利厚生会社の範囲） 第二十四条 法第九条第三項の厚生労働省令で定める法人は、次の各号のいずれかに該当する法人とする。 一 次のいずれにも該当する法人（次号の規定により厚生労働大臣の登録を受けた法人を除く。） イ・ロ （略） 二 当該法人に出資する事業主及び当該法人に出資する事業主団体の総数又は当該法人に出資する事業主若しくは当該法人に出資する事業主団体の構成員である事業主に雇用される勤労者の総数の合計数が相当程度以上である法人であつて、厚生労働大臣の登録を受けたもの（以下「登録福利厚生会社」という。） （登録） 第二十四条の二 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 一 一 三 （略） 2 （略） （登録基準） 第二十四条の四 厚生労働大臣は、第二十四条の二第一項の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。 一 主として住宅資金の貸付けの業務を行う法人であつて、毎会

において、当該会計年度の前会計年度における当該法人に出資する事業主又は当該法人に出資する事業主団体の構成員である事業主の雇用する勤労者に対する住宅の建設又は購入のための貸付けに係る資金の額の総額の当該前会計年度における住宅の建設又は購入のための貸付けに係る資金の額の総額に占める割合が、おおむね百分の五十以上であること。ただし、住宅資金の貸付けの業務を行う法人であつて申請の日の属する会計年度に当該業務を開始したものにあつては、申請の日の属する会計年度の翌会計年度において、当該会計年度における当該法人に出資する事業主又は当該法人に出資する事業主団体の構成員である事業主の雇用する勤労者に対する住宅の建設又は購入のための貸付けに係る資金の額の総額の当該会計年度における住宅の建設又は購入のための貸付けに係る資金の額の総額に占める割合が、おおむね百分の五十以上であることが見込まれること。

2 (略)

(登録の更新)

第二十四条の五 (略)

2 前三条(前条第一項第一号ただし書を除く。)の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(適合命令)

第二十四条の九 厚生労働大臣は、登録福利厚生会社が第二十四条の四第一項各号(第一号ただし書を除く。)のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録福利厚生会社に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

計年度において、当該会計年度の前会計年度における当該法人に出資する事業主又は当該法人に出資する事業主団体の構成員である事業主の雇用する勤労者に対する住宅の建設又は購入のための貸付けに係る資金の額の総額の当該前会計年度における住宅の建設又は購入のための貸付けに係る資金の額の総額に占める割合が、おおむね百分の五十以上であること。

2 (略)

(登録の更新)

第二十四条の五 (略)

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(適合命令)

第二十四条の九 厚生労働大臣は、登録福利厚生会社が第二十四条の四第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録福利厚生会社に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。